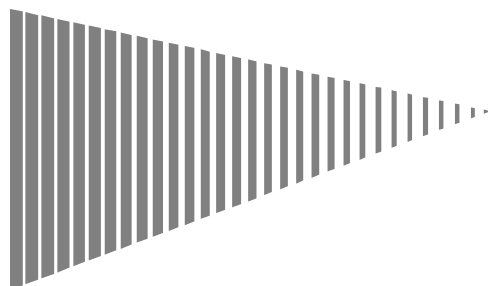


最近のIPO企業への指導事例

2015年7月15日



本日の内容

- I .はじめに
- II .株式上場の進め方
- III .株式上場準備での指導事例
- IV .最後に

I .はじめに



I .はじめに

1. 実質審査基準について

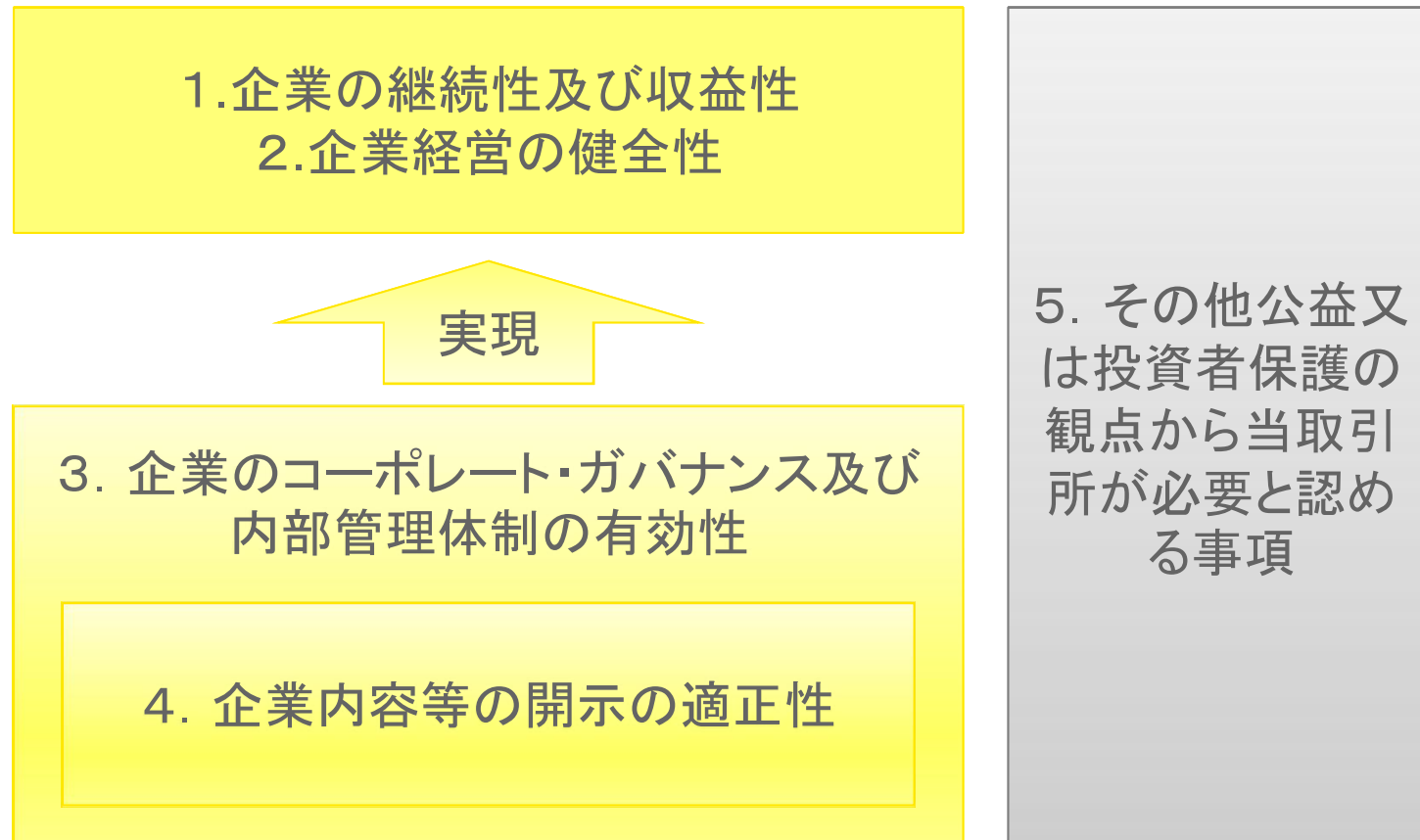
- 実質審査基準(適格要件)
 - 上場審査で上場適格性を判断する基準となる具体的な項目

	東証1部・2部	マザーズ	ジャスダック (スタンダード)	ジャスダック (グロース)
1. 企業の継続性及び収益性	企業の継続性及び収益性	事業計画の合理性	企業の存続性	企業の成長可能性
2. 企業経営の健全性	企業経営の健全性	企業経営の健全性	企業行動の信頼性	企業行動の信頼性
3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立	成長の段階に応じた健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立
4. 企業内容等の開示の適正性	企業内容等の開示の適切性	企業内容、リスク情報等の開示の適切性	企業内容等の開示の適切性	企業内容等の開示の適切性
5. その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	その他公益又は投資者保護の観点から取引所が必要と認める事項	その他公益又は投資者保護の観点から取引所が必要と認める事項	その他公益又は投資者保護の観点から取引所が必要と認める事項	その他公益又は投資者保護の観点から取引所が必要と認める事項

I .はじめに

1. 実質審査基準について

- 上場会社として必要とされる5つの適格要件



I はじめに

2. 実質審査の項目

● 有価証券上場規程第214条の体系及び対応する主な審査項目

有価証券上場規程第 214条	上場審査等に関するガイドラインⅢ 株券等の新規上場審査[マザーズ](要約)
1. 企業内容、リスク情報等の開示の適切性 企業内容、リスク情報等の開示を適切に行うことができる状況にあること。	(1)経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を管理し、当該会社情報を適時、適切に開示することができる状況にあること。また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が適切に整備、運用されていること。 (2)企業内容の開示に係る書類が法令等に準じて作成されており、かつ、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項、リスク要因として考慮されるべき事項、主要な事業活動の前提となる事項について分かりやすく記載されていること。 (3)関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、企業グループの実態の開示を歪めていないこと。 (4)親会社等を有している場合、申請会社の経営に重要な影響を与える親会社等に関する事実等の会社情報を申請会社が適切に把握することができ、かつ、投資者に対して適時、適切に開示できる状況にあること。
2. 企業経営の健全性 事業を公正かつ忠実に遂行していること。	(1)特定の者に対し、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないこと。 (2)親族関係、他の会社等の役職員等との兼職の状況が、役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと。 (3)親会社等を有している場合、申請会社の経営活動が親会社等からの独立性を有する状況にあること。
3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること。	(1)役員の適正な職務の執行を確保するための体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。 (2)経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。 (3)経営活動の安定かつ継続的な遂行、内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあること。 (4)実態に即した会計処理基準を採用し、かつ会計組織が適切に整備、運用されている状況にあること。 (5)法令等を遵守するための有効な体制が適切に整備、運用され、また最近において重大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となる恐れのある行為を行っていないこと。

I .はじめに

2. 実質審査の項目

有価証券上場規程第 214条	上場審査等に関するガイドラインⅢ 株券等の新規上場審査[マザーズ](要約)
4. 事業計画の合理性 当該事業計画を遂行するために必要な事業基盤を整備していること又は整備する合理的な見込みのあること。	(1)事業計画が、そのビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を踏まえて、適切に策定されていると認められること。 (2)事業計画を遂行するために必要な事業基盤が整備されていると認められること又は整備される合理的な見込みがあると認められること。
5. その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	(1)株主等の権利内容及びその行使の状況が、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。 (2)経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争を抱えていないこと。 (3)主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していないこと。 (4)反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。 (5)新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式(当該内国株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がない場合に限る。)又は議決権の少ない株式である場合は、ガイドラインⅢ. 6. (5)に掲げる事項のいずれにも適合すること。 (6)新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式である場合(当該内国株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がある場合に限る。)は、ガイドラインⅢ. 6. (6)に掲げる事項のいずれにも適合すること。 (7)その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(東京証券取引所『新規上場の手引き マザーズ編』より抜粋)

I .はじめに

3. 実質基準の審査の視点について

- ガイドラインに対するもの(例示)

- (2)新規上場申請者及びその企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。
- a 新規上場申請者の企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。
 - b 新規上場申請者の企業グループの内部監査体制が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。
(ガイドラインⅢ 4.(2))

【審査のポイント】(要約)

- 管理組織が整備、運用されているかどうか
- 効率的な経営活動を行う一方で事故、不正、誤謬等がある程度未然に防止し、不測の損失を防ぐなど適切な対応ができる状況にあるかどうか
- 経営管理組織・社内諸規則の整備、経理事務、予算統制、内部監査等の内部統制の運用状況
- 事業計画の策定を所管する部門の陣容(人員、役割分担の状況等)、計画の前提条件となる各種情報の収集・取りまとめ方法、その事業計画への反映方法、経営陣を含めた関係者・部門間での調整の内容・方法

- マザーズ事前チェックリスト
- 上場審査のQ&A

Ⅱ.株式上場の進め方



Ⅱ. 株式上場の進め方

1. 主なIPOプレーヤーとその役割

主幹事証券

- ▶ 上場準備全般をリード
- ▶ 上場準備の指導、例えば、資本政策助言、上場申請書類の作成助言など実施。
- ▶ 引受審査では、情報開示の迅速性及び正確性、法令への準拠性や法令違反の有無、利益計画立案の合理性とその進捗度、コーポレートガバナンスの充実、事業の成長性、反社会的勢力の排除の確認等を審査。
- ▶ 主幹事証券会社による引受審査を受け、主幹事証券会社が取引所に推薦書を提出。

監査法人

- ▶ 会計監査を担当し、上場前2期分の監査証明を発行。
- ▶ 上場に必要な体制の有無をチェックするショートレビューを実施し、上場までの問題点を洗い出し。

ベンチャー キャピタル

- ▶ 事業の成長に必要な資金の提供。
- ▶ 経営に関与し、事業の成長を後押し。

上場関連書類 の印刷会社

- ▶ 各種開示書類作成に必要なシステムの提供。
- ▶ 上場申請書類及び各種開示書類のチェック。

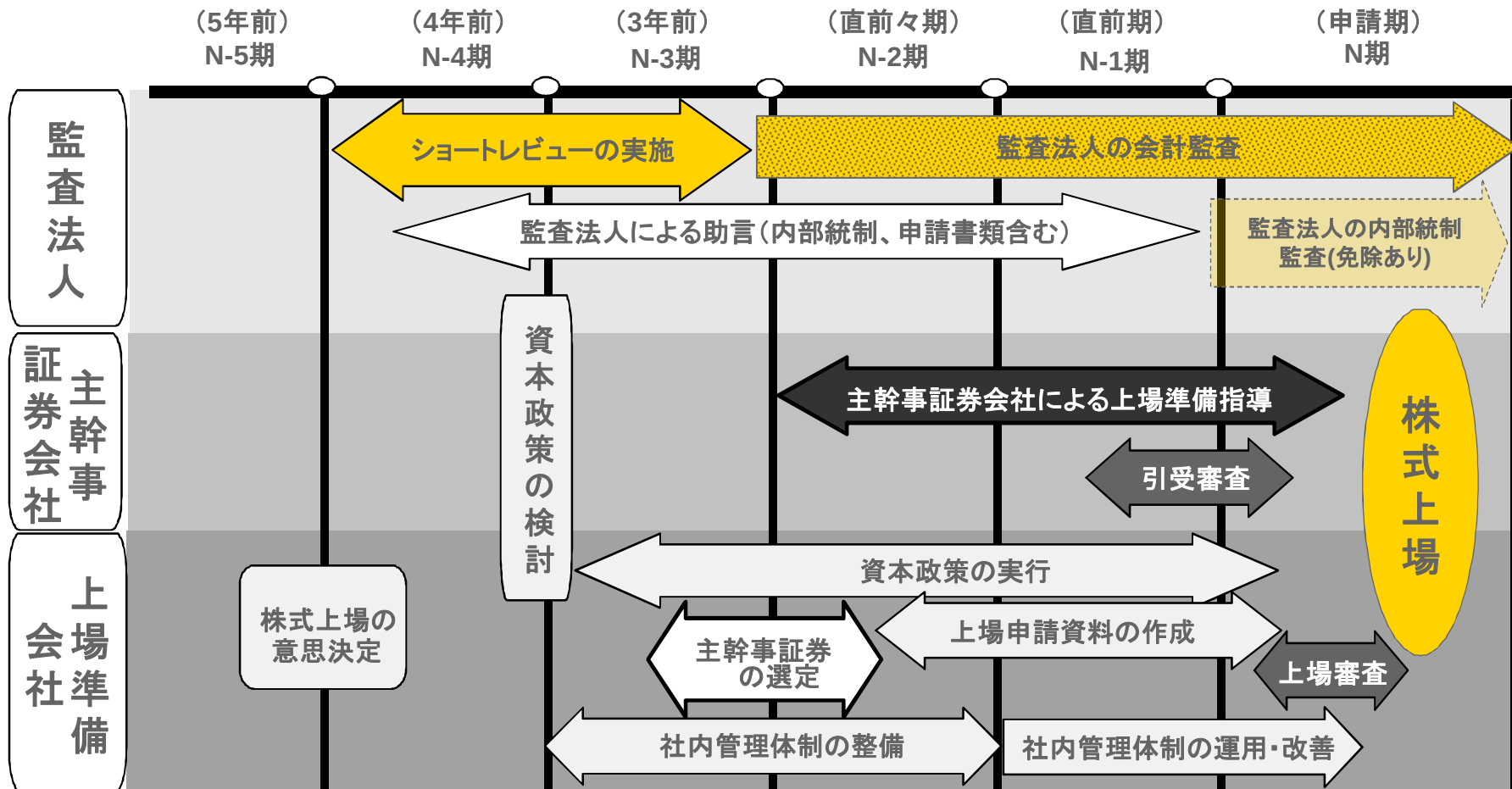
信託銀行等

- ▶ 上場に際しては証券取引所の形式要件で株主名簿管理人の選定が必要。
- ▶ 信託銀行や証券代行業者が、株主名簿の管理を代行。

Ⅱ.株式上場の進め方

2. 一般的なIPOスケジュール

- 一般的なスケジュールとしては以下のとおり。



Ⅱ.株式上場の進め方

3. ショート・レビューについて

- ・ ショート・レビューの報告書は、現状の課題抽出に資するとともに、上場の意思決定及び上場準備作業のスケジュールリング等を行う指針となるもの。

目的	・ ショート・レビューは会社の経営診断の一つです。 ・ 株式上場に焦点をあて、上場可能性を見極める調査であり、会社の現状把握、解決すべき課題、改善ポイント及び改善案、上場するまでのスケジュールリングなどを簡潔明瞭にご報告します。		
種類と内容	・ 会社の状況やご要望にあわせて、以下に分けてご提供します。		
	制度調査	・ 株式上場へ向けた経営管理制度に対する現状把握を行い、上場審査基準への適合状況を調査します。 ・ 利益管理体制の調査 ・ 中期経営計画、予算管理、月次決算制度などの状況を把握し、あるべき利益管理体制を検討します。 ・ 業務管理体制の調査 ・ 貴社が展開するビジネスにおける主要な業務サイクルを把握し、あるべき業務管理体制を検討します。 ・ 経営管理組織の調査 ・ 株主総会、取締役会等の機関、役員構成、内部監査、職務権限、規程等を、株式上場のルールを踏まえて把握し、上場審査上問題となりうる点を検討します。	・ 関係会社の状況の調査 ・ 関係会社の状況を株式上場のルールを踏まえて把握し、上場審査上問題となりうる点を検討します。 ・ 特別利害関係者との取引の調査 ・ 役員等との取引を株式上場のルールを踏まえて把握し、上場審査上問題となりうる点を検討します。 ・ 会計処理に関する調査
	財務調査	・ 貴社の財務諸表につき、作成に当たって採用された会計処理基準と、一般に上場企業に求められる会計処理基準（企業会計）との相違を調査します。	

Ⅱ.株式上場の進め方

3. ショート・レビューについて

- 早いタイミングで課題を洗い出し、課題をクリアする時期を明確にしておくことが肝要。

【上場準備のスケジュール(例)】

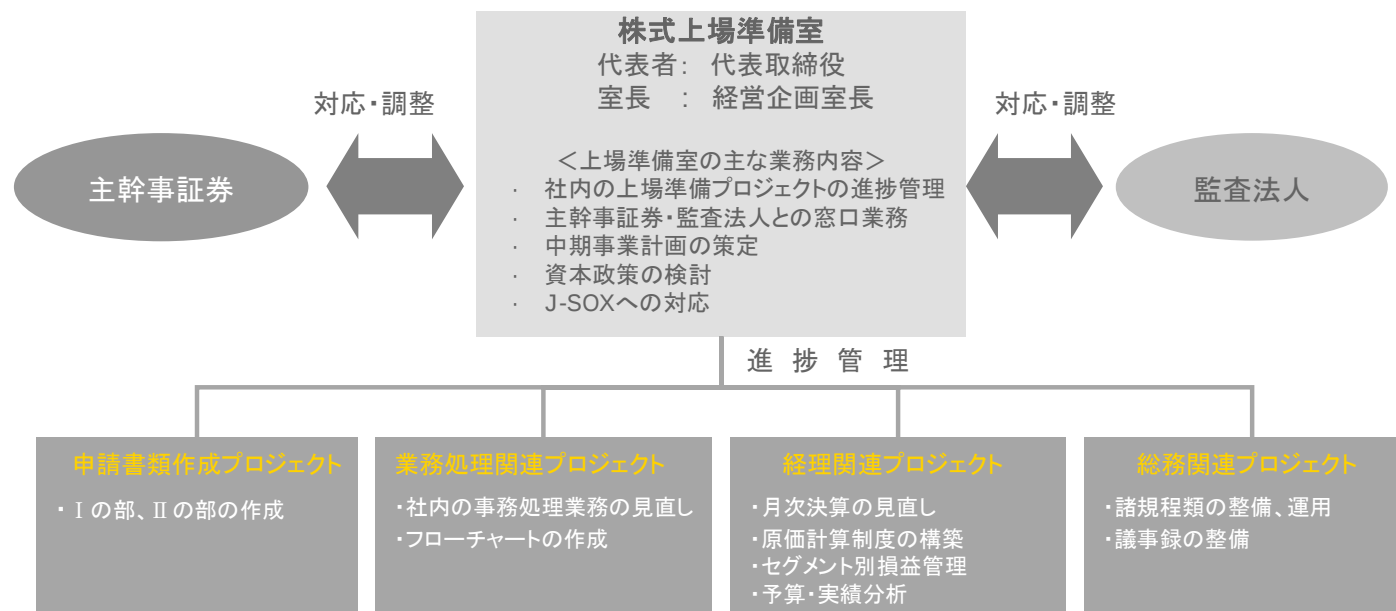
準備事項	コメント	直前前期	直前期	申請期
1. 利益管理体制の整備 ①中長期計画 ②予算管理制度 ③月次決算 ④予算・実績差異分析	- 月次決算の早期化 - 原則的に直前期は完全運用する	策定 構築 整備 検討 実施	ローリング 完全実施	ローリング
2. J-SOX対応			準備・運用	完全運用
3. 業務管理体制の整備		構築	完全実施	
4. 経営管理組織の確立 ①役員構成の見直し ②組織の整備 ③コーポレートガバナンスの充実 ④内部監査制度の整備 ⑤業務分掌の明確化 ⑥職務権限の明確化 ⑦定款及び諸規程の整備 ⑧コンプライアンス体制の充実	- 上場会社に相応しい組織・人員配置に留意し、必要な人材の採用を行う - 内部監査規程を整備し、原則的に直前期は完全運用する - 直前前期末までに整備を完了し、直前事業年度は運用に重点を置く	検討	完全実施	
5. 会計制度の整備	会計方針の変更は直前前期までにを行うことが望ましい		実施	
6. 監査法人による会計監査	直前期2期間の会計監査が必要		会計監査	
7. 内部統制報告書監査	上場後3年間の免除あり			内部統制報告書監査
8. 資本政策	早期着手。必要に応じて見直し。資本政策は主幹事証券会社等と協議して決定する	策定・STEP1	STEP2・完了	
9. 特別利害関係者との取引解消	合理的な理由のないものについては、直前前期までに解消する	解消		
10. 上場申請書類の作成	直前前期末の分まで一度作成してみる必要がある		作成	更新

Ⅱ. 株式上場の進め方

4. IPO準備の体制について

- IPO準備の作業は、数年間にわたって管理部門の担当者を中心になされるものの、担当者の努力だけでは円滑に進めることはできない。
- 実際の作業分担の中では、データ等の収集には各事業部が全面的に支援するなど、全社一丸となった協力体制が欠かせない。
- 全社的な取組み・協力がなければ、課題の解決、準備に支障。

【IPOの準備体制(例)】



※ IPOの準備体制(例各プロジェクト、課題解決の責任者(管理部門だけではなく)を明確にしておくことが必要

Ⅱ.株式上場の進め方

5. IPO準備の進捗管理について

- IPO準備が遅々として進まない原因に進捗管理ができていないケースが多い。
- 社長をはじめ経営層にも共有させることで、進捗に関する問題点を解決できることもある。

【進捗状況の報告フォーム(例)】

	項目			属性	責任者	期限	完了	進捗状況	今後の対応(案)
	大項目	中項目	小項目(課題)					現在の状況(2012/6現在)	
役員	取締役	管掌範囲の見直し	営業・製造・管理系を統括する役員の選任(責任範囲、権限の明確化)。	役員会	A	9月		不明確。組織図と責任範囲が不明確。	〇月までに要対応
		社外取締役の選任		全社		9月			
	取締役会	実施							
		議事録整備	取締役会議事録の作成	総務	C			議事録がまったくな問題の一覧はあり。	今期の経営会議の議事録、取締役会の議事録を1月中に作成。
	監査役	常勤監査役 監査役監査	常勤監査役の選任 監査計画の策定、実施	全社				監査計画のチェック、管理の実施。	遅くとも、定時株主総会までに選任 監査報告等調書をまとめる
会議	監査役協議会 (監査役会)	実施 監査役会の開催検討	上場後の3名体制 んだ選任						定時株主総会までに対応
	会議	経営会議							継続対応。
内部体制整備	管理職以上の兼任者の解消	ヨコ兼任の						兼任者の責任者あいまい。また、業務が各機能で混在。	まず少なくとも、担当者と業務を分けるや 一〇月まで。各担当者の業務の棚卸 経理財務部課長クラスの補充は必須
		責任者不在、選					×	不在	組織図の見直し、権限等含め
		適時開示への対応			D	12月		対応可能者不在	育成、外部等検討
	上場を前提とした組織作り			管理統括部	D	9月		20日前後	現状把握は終了している。これを基に原因分析し、対応。〇月を目処に10日締めを目標。
	稟議制度	稟議制度の整備・運用		総務	C	10月		10月より、規程対応(新制度)	現状継続対応
	規程等	必要規程の整備	各種規程	各関係部署	C	6月	△	完了。未作成は、原価計算規程、内部監査規程等。	各事業部に投げるためのたたき台作成。 必要事項等の△月末までに作成+全社徹底(山梨等)★
		マニュアル等の整備	各種マニュアル	各関係部署	C,D	8月		細則等未作成。必要細則のピックアップはできている。	
		受払関係	生産統括部	E	8月			未作成	
		フローとの整合性	内部監査等で確認	内部監査	F	8月		未確認	

Ⅲ.株式上場準備での指導事例



Ⅲ. 株式上場準備での指導事例

1. 企業内容、リスク情報等の開示の適切性

- 企業内容、リスク情報等の開示を適切に行うことができる状況にあるかが審査される。
 - (1) 経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を管理し、当該会社情報を適時、適切に開示することができる状況にあること。また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が適切に整備、運用されていること。
 - 予算に基づく業績予想の公表が要求されており、予想と実績が大きく乖離した場合には、適時に業績予想を修正し、投資家に開示
 - 法定開示やタイムリーディスクロージャー等を適時適切に行うための体制
 - 業績動向等を的確に把握するための予算及び実績の管理方法
 - 上場直後の業績予想の大幅な修正への対応
上場時に公表される業績予想について、前提条件やその根拠の適切な開示を要請(上場直後に業績予想の修正開示を行う場合には、それらに関する特に丁寧な説明を要求)
 - 内部者取引等(インサイダー取引)の未然防止体制
 - (2) 企業内容の開示に係る書類が法令等に準じて作成されており、かつ、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項、リスク要因として考慮されるべき事項、主要な事業活動の前提となる事項について分かりやすく記載されていること。
 - 申請時に提出される資料(会社パンフレット、事業計画書等)での整合性
 - 事業内容やリスク情報といった内容が適切に記載

Ⅲ. 株式上場準備での指導事例

1. 企業内容、リスク情報等の開示の適切性

- (3) 関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、企業グループの実態の開示を歪めていないこと。
 - 申請会社の企業内容等の開示の内容を意図的に歪める取引行為や傘下の会社への出資の調整が行われていないかどうかを確認
 - 株式の所有割合の不当な調整
 - 人的関係会社、資本的关系会社の把握
 - グループ企業の整理
- (4) 親会社等を有している場合、申請会社の経営に重要な影響を与える親会社等に関する事実等の会社情報を申請会社が適切に把握することができ、かつ、投資者に対して適時、適切に開示できる状況にあること。

(ご参考-定義)

関係会社	会社(当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等。具体的には、子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合 または、子会社以外の他の会社等の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有している場合であって、かつ、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在する場合
人的関係会社	人事、資金、技術、取引等の関係を通じて申請会社が他の会社を実質的に支配している場合、または他の会社により実質的に支配されている場合の当該他の会社
資本的关系会社	申請会社(その特別利害関係者を含む)が他の会社の議決権の20%以上を実質的に所有している場合、または他の会社(その特別利害関係者を含む)が申請会社の議決権の20%以上を実質的に所有している場合における当該他の会社
特別利害関係者	▶ 役員(役員持株会を含む)、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」) ▶ 役員等により発行済株式総数の過半数が所有されている会社 ▶ 関係会社(財規第8条8項)及びその役員
特別利害関係者等	▶ 「特別利害関係者」 ▶ 上場申請会社の大株主上位10名 ▶ 上場申請会社の「人的関係会社」、「資本的关系会社」並びにその役員 ▶ 証券会社並びにその役員、人的関係会社、資本的关系会社

Ⅲ. 株式上場準備での指導事例

2. 企業経営の健全性

- 事業を公正かつ忠実に遂行しているかが審査される。
 - (1) 特定の者に対し、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないこと。
 - 関連当事者等の対象者、取引の網羅的な把握
 - 取引行為の存在自体の合理性(事業上の必要性)
 - 取引条件の妥当性
 - 適切に牽制する仕組み
 - (2) 親族関係、他の会社等の役職員等との兼職の状況が、役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと。
 - 申請会社の役員構成
 - 申請会社の役員の、他の会社役員との兼務
 - 監査役
 - 役員が他の会社等の役職員等との兼務関係
 - (3) 親会社等を有している場合、申請会社の経営活動が親会社等からの独立性を有する状況にあること。

Ⅲ. 株式上場準備での指導事例

3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性

- 適切なコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業規模や成熟度等に照らして適切に整備されているかが審査される。
 - (1) 役員の適正な職務の執行を確保するための体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあること
 - 機関設計(取締役会、監査役会、会計監査人の設置状況)
 - 各種社内規程
 - 各役員の職務及び相互の牽制関係
 - 独立役員
 - (2) 経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあること
 - 内部牽制が機能する組織
 - 社内諸規程の整備
 - 内部監査機能
 - 内部監査のアウトソーシングについて
 - (3) 経営活動の安定かつ継続的な遂行、内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあること
 - 事業を運営するために必要な人員の確保
 - インセンティブ・プラン、人事制度、評価制度など
 - 管理部門の人員の採用

Ⅲ. 株式上場準備での指導事例

3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性

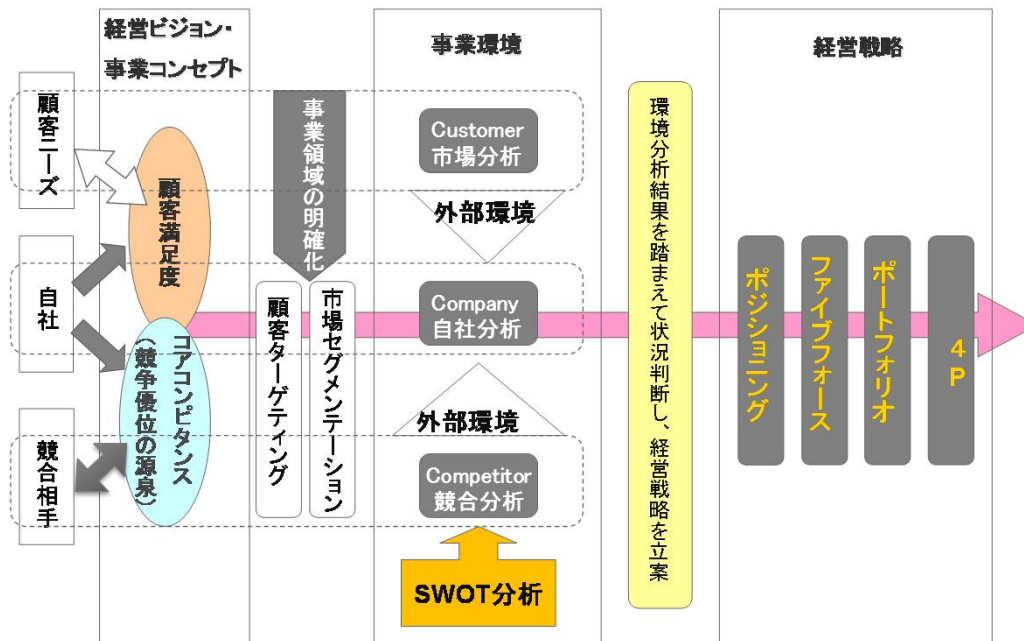
- (4) 実態に即した会計処理基準を採用し、かつ会計組織が適切に整備、運用されている状況にあること
 - 上場準備の過程で、税務会計から企業会計への移行
 - 収益認識時点、発生主義による費用の計上、各種引当金の計上、個別原価計算制度の導入など
 - 過年度決算を何時まで遡及修正するか
 - 経理業務のアウトソーシング
- (5) 法令等を遵守するための有効な体制が適切に整備、運用され、また最近において重大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となる恐れのある行為を行っていないこと
 - 事業に関する法規制、監督官庁等による行政指導
 - 労務コンプライアンス
 - 法令遵守等を順守するための体制
 - 過去の法令違反等の治癒状況、再発防止体制
 - 内部統制報告制度への対応状況

Ⅲ.株式上場準備での指導事例

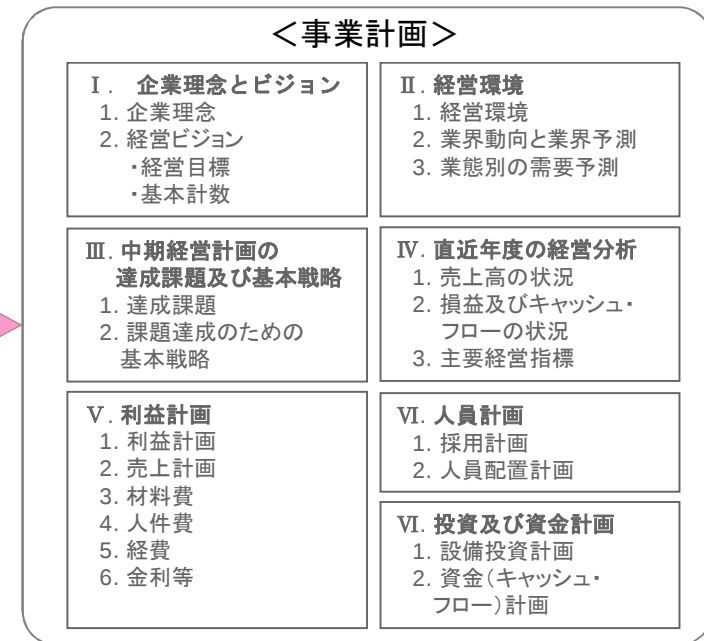
4. 事業計画の合理性

- 相応に合理的な事業計画を策定しており、それを遂行するために必要な事業基盤を整備していること又は整備する合理的な見込みがあるかが審査される。
 - (1) 事業計画が、そのビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を踏まえて、適切に策定されていると認められること
 - 事業計画の合理性
 - 利益計画、販売計画、仕入・生産計画、設備投資計画、人員計画、資金計画などとの整合性

【事業計画を作成するまでの流れ(例示)】



【事業計画書の一般的な構成(例示)】

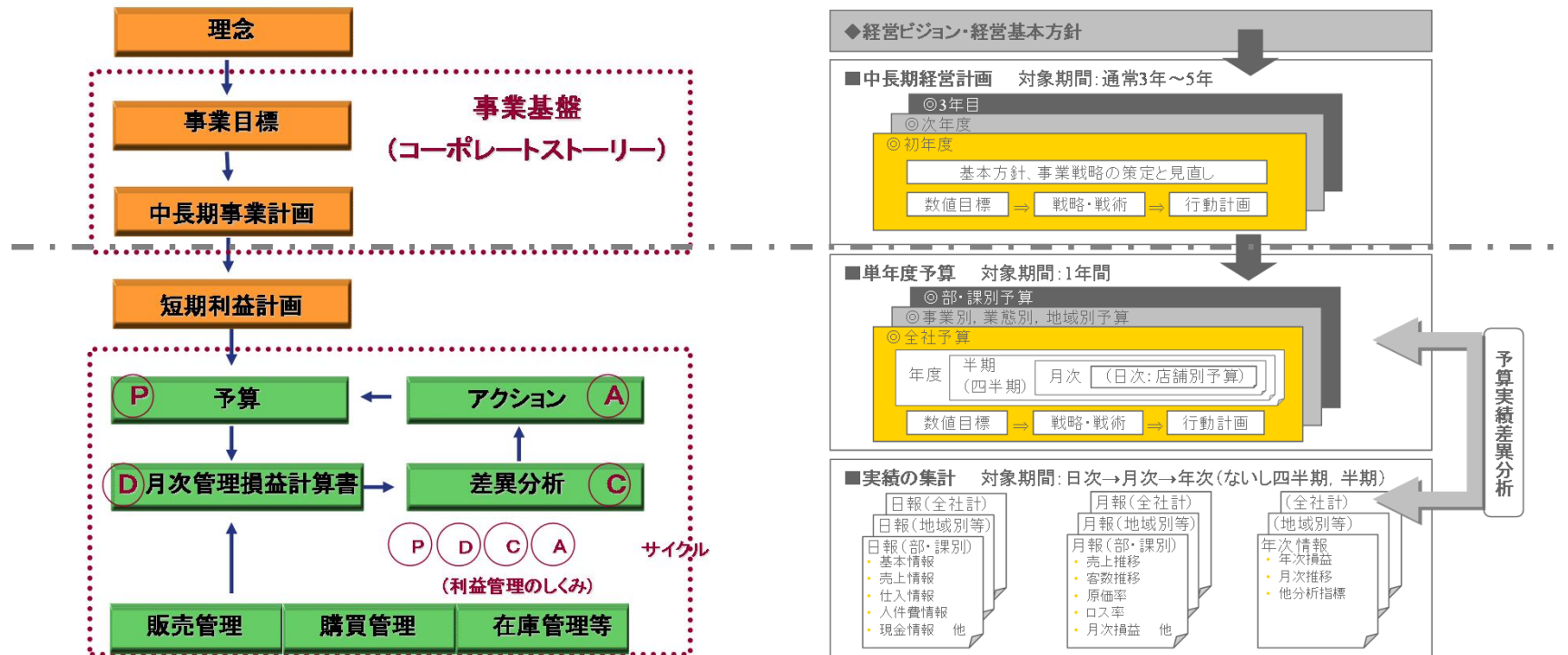


Ⅲ.株式上場準備での指導事例

4. 事業計画の合理性

- (2) 事業計画を遂行するために必要な事業基盤が整備されていると認められること又は整備される合理的な見込みがある
と認められること
 - 営業人員や研究・開発人員等の人的資源
 - 事業拠点や設備等の物的資源
 - 投資資金等の金銭的資源

【事業計画と利益管理体制の関係】



Ⅲ. 株式上場準備での指導事例

5. その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項

- 株券等の上場にあたって、公益又は投資者保護の観点から必要と認められる事項について審査される。
 - (1) 株主等の権利内容及びその行使の状況が、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。
 - (2) 経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争を抱えていないこと。
 - 係争又は紛争事件を抱えており、その結果によっては経営活動や業績等に重大な影響を与える場合
 - (3) 主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していないこと。
 - 行政等による許可、認可、免許、登録を必要とする業態、あるいは、特定取引先との販売代理店契約又は生産委託契約に大きく依存する場合、当該許認可等が更新できなくなる要因の発生
 - (4) 反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。
 - 反社会的勢力を排除する体制
 - 反社会的勢力のチェック方法
 - (5) 新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式(当該内国株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がない場合に限る。)又は議決権の少ない株式である場合は、ガイドラインⅢ. 6. (5)に掲げる事項のいずれにも適合すること。
 - (6) 新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式である場合(当該内国株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がある場合に限る。)は、ガイドラインⅢ. 6. (6)に掲げる事項のいずれにも適合すること。
 - (7) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

IV.最後に



IV.最後に

1. 本日のまとめ

- IPO準備の実務において、IPO準備担当者が直面する課題や問題などは、その会社が置かれている環境や状況によって異なってくる。
- 実質審査基準の内容に対して、会社の個々の課題や問題などを的確に把握し、それを全社一丸となって対応することがIPO 準備の実務では重要になる。
- IPOの実務を、体系的に総合的に学べるのが、IPO実務検定講座

IV.最後に

2. お問い合わせ先

- ▶ 本資料に関するお問い合わせ、ご質問等は下記までご連絡をお願いいたします。
- ▶ 新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー
 - ▶ 公認会計士 岩谷 朗
 - ▶ Mail : iwatani-kr@shinnihon.or.jp